

裁判例・審査基準からみた 「新しい商標」と「意匠」の新たな関係と対応策

～立体商標 vs. 全体意匠、位置商標 vs. 部分意匠、動き商標 vs. 動的意匠、ハーグ vs. マドプロ～

新規
講座

難易度
中級

平成 28 年 7 月 8 日 (金) 10:00 ~ 17:00

講 師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆平成 27 年 4 月 1 日に改正商標法が施行され、立体商標に加えて、色彩商標、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標が保護されるようになりました。
- ◆第 1 部では、新しい商標の出願動向を分析し、出願する場合の留意点、拒絶理由への対応方法について解説します。
- ◆改正商標法の下では、デザインについて、一定の要件を満たせば、「全体意匠」または「立体商標」、「部分意匠」または「位置商標」、「動的意匠」または「動き商標」として保護することが可能になりました。
- ◆しかしながら、意匠法と商標法では保護法益が異なりますので、その登録要件、侵害判断基準も異なります。
- ◆第 2 部では、このような商標と意匠の新たな関係について、基本構造の違いを踏まえて、各項目毎に解説します。
- ◆第 3 部では、改正法前から保護されているキャッチフレーズ、インターネット、キャラクター、アイコン等からなる商標の保護範囲について、侵害事例を交えて解説します。

【プログラム(案)】

第 1 部 「新しい商標」制度の現状分析と対応策

1. 新しい商標（色彩、音、位置、動き、ホログラム）の出願動向の分析
2. 新しい商標を出願する場合の留意点
3. 新しい商標の今後の対応策
(拒絶理由、情報提供、異議、無効審判)

第 2 部 意匠と商標との新たな関係

1. はじめに
2. 意匠法と商標法の比較
3. 全体意匠と立体商標との比較
4. 部分意匠と位置商標との比較
5. 動的意匠と動き商標との比較
6. 意匠権と商標権の侵害判断基準の違い

7. 國際登録制度の違い（「ハーグ」と「マドプロ」）

8. 意匠調査、意匠出願をする場合の注意点
(意匠なのか商標なのか)

9. まとめ

第 3 部 改正法前から保護されている新しい商標の保護範囲

1. キャッチフレーズ商標
2. インターネット商標
3. キャラクター商標
4. アイコン商標
5. 立体商標
6. 小売等役務商標
7. 地域団体商標と地理的表示
8. バロディ商標

◆日 時：平成 28 年 7 月 8 日 (金)

10:00~17:00

◆会 場：発明会館 7 階 研修ルーム

◆定 員：50 名

◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員 16,500 円・一般 19,000 円（※消費税 8%込み）

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp>「知財 ist 研修・スポット講座他」）